

NPO法改正のポイントと対応方法

改正のポイント	これまでの課題	改正前	改正後	対象	対応方法	施行日	留意点
① 貸借対照表の公告	NPO法人の情報公開が進んでいない	規定なし	毎年度、貸借対照表作成後、遅滞なく公告することが必須	NPO法人	以下のうち、定款で定める方法で公告(これまで公告しなかったほとんどの法人で定款変更が必要) 1. 官報に掲載(7万円以上かかる) 2. 日刊新聞に掲載(大変高額なのでお勧めできない) 3. 電子公告(NPO法人のウェブサイトや、所轄庁及び内閣府のポータルサイトも利用可) ※ただし、作成日から5年が経過した日を含む年度末まで継続して公告することが必須 ※公告期間が中断した場合、①中断に過失がない、②中断期間が公告期間の10分の1以下、③中断後速やかにその旨を追加公告する、の3つを満たす場合、中断は公告の効力に影響しない。 4. NPO法人の主たる事務所で、誰でも見やすい場所に掲示	2018年10月1日	・組合等登記令や内閣府令の改正まで、具体的な手続きが判明しない。ただ、定款変更は先に行うことができる。しっかり情報収集して備えましょう。 ・費用で考えれば、導入手続きに手間がかかるものの、電子公告が現実的でオススメ ・事務所掲示は、情報公開という点で不十分 ・官報や日刊紙を選択する場合、要旨の公告で十分
② 登記簿謄本から資産総額が削除	変更登記手続きが負担	毎年度、法務局に資産総額変更登記を行わなければならない	資産総額が削除され、資産変更登記が不要				
③ 事業報告書類などの備置期間の延長	テロ行為への資金供与にNPO法人などが悪用される恐れがある(国際基準作りを行う多国間の枠組みの金融活動作業部会にて改善勧告あり)	3年	5年(作成日から5年が経過した日を含む年度末まで)	認定NPO法人	所轄庁(茨城県)に提出している以下の前年度の書類を事務所でしっかりファイリング ・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・計算書類の注記 ・財産目録 ・年間役員名簿 ・正会員名簿 上記のほか、以下もファイリング ・役員報酬規程 ・助成金の支給を行った際の実績書類	2017年4月1日	
④ 事業報告書類の公開期間の延長			5年	NPO法人所轄庁(茨城県)			
⑤ 内閣府のNPOポータルサイトの情報拡大	NPO法人の情報公開が進んでおらず、信頼性が低い		積極的に同サイトを活用し、情報公開するよう努力する	NPO法人	法人情報をできるだけ登録、更新する	2016年6月7日	<a href="https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/">https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/</a>
⑥ NPO法人設立認証申請時の書類縦覧期間の短縮	NPO法人設立までに時間がかかっている	2か月	1か月	NPO法人を新設する団体	ミスを修正する場合、迅速に対応しなければならない		国家戦略特区(茨城は対象外)では、2週間に短縮可能
⑦ NPO法人設立認証申請書類の軽微なミス修正期間の短縮	修正に時間がかかる	1か月以内	2週間以内		修正すべき箇所を早めに指摘しなければならない	2017年4月1日	
⑧ NPO法人設立認証申請時の書類のウェブ公表	公告されている縦覧書類を閲覧している市民はなかなかいない	NPO設立認証申請時の書類は公告のみ	インターネットによる公表も可能に	NPO法人所轄庁(茨城県)			
⑨ 海外送金に関する書類は全て事後届出	事務作業が負担	200万円超を海外送金する場合、事前に書類備え置きし、所轄庁(茨城県)へ都度提出	金額に関わらず、年度1回の事後提出	認定NPO法人		内閣府令が改正されてから	施行日(2017年4月1日)の属する年度以前は、従来どおり
⑩ 「仮認定NPO法人」から「特例認定NPO法人」へ	「仮認定」という名称では寄付を集めにくい	仮認定NPO法人	特例認定NPO法人	仮認定NPO法人		2017年4月1日	・認定基準は変更なし ・施行日前行われた申請は、特例認定NPO法人の申請とみなされる